

1972年 1月 1日制	定	1999年 1月 1日施	行
1990年10月23日改	定	1999年10月22日改	定
1993年 7月21日改	定	2000年 1月 1日施	行
1994年 1月 1日施	行	2009年 7月30日改	定
1995年10月 5日改	定	2010年 1月 1日施	行
1996年 1月 1日施	行	2010年 7月29日改正	施行
1997年10月23日改	定	2013年 8月 1日改	正
1998年 1月 1日施	行	2014年 1月 1日施	行
1998年10月23日改	定	2024年 1月 1日施	行

カート競技会参加に関する規定

第1章 競技会参加の条件

第1条 ライセンス所持の義務

JAFの組織許可のもとに行われるカート競技会に参加し、ドライバーとして出場し、またはオフィシャルとして役割に従事しようとする者は、すべてJAFが発給するライセンスを所持していなければならない。

ただし、クローズド競技会においては、そのクラブまたは団体の会員証をもって競技ライセンスに代用することができる。

第2条 エンジン/シャシー公認書所持の義務

競技に参加しようとする者は、当該車両のエンジンの公認書、また、公認シャシーが義務付けられているクラスの場合は、シャシー公認書を所持していなければならない。エンタラントは、技術委員により公認書提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

第3条 健康自認書所持の義務

競技に参加しようとするドライバーは、各自の健康自認書を所持していなければならない。ドライバーは、オーガナイザーから要求されたときは、健康自認書を提出しなければならない。

第2章 エントリー

第4条 エントリーの方法

エントリーは、オーガナイザーの定める方法に基づき、エンタラントの統轄のもとに行わなければならない。また虚偽または不正記入のあるエントリーは無効とされ、エントリーフィーは没収されることがある。

第5条 エントリーの名義

エントリーする者の名義は、ライセンスに記載されたものと同一でなければならない。

第6条 ファクシミリ等によるエントリー

エントリーは、ファクシミリまたはその他の電子的通信手段で行うことができる。その場合は、当該電子的通信手段によるエントリーを発信した日付と、参加申込書およびエントリーフィーの発送日が同じでなければならない。

第7条 18歳未満の者のエントリー

18歳未満の者がエントリーする場合は、親権者または保護者の出場承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第8条 参加制限

1. 耐久レースに参加しようとするドライバーは、ライセンス取得後公認競技会に3回以上出場した実績を必要とする。
2. 以下のクラスに参加しようとするドライバーは、カートドライバーライセンス国内B以上の所持者とする。
 - 1) 第2種カートコースにおけるFC-2
 - 2) KZ2
 - 3) KZ1
 - 4) Superkart

第9条 誓約書への署名

競技会に参加しようとする者は、オーガナイザーの要求する誓約書に署名しなければならない。

第3章 競技参加者の遵守すべき事項

第10条 秩序の維持

競技に参加する者は、諸規則に精通し、かつそれを遵守し、秩序ある行動をとらなければならない。また、大会期間中は、飲酒してはならず、定められた場所以外での喫煙は厳重に禁止される。これを乱す者は、罰則の対象となる。

第11条 ドライバーの服装

次に掲げるドライバーの服装は、競技を安全に行うため、装備の一部と見なされ、車検時に技術委員の承認を得なければならない。

1. ヘルメット：

フルフェイスタイプでなければならない、F I A規定に適合したもの（付則L項第3章第1条およびC I K - F I A技術規則RECOGNISED STANDARDS FOR HELMETS TECHNICAL LIST）並びに日本産業規格（J I S（T 8133：2015））及び同等かつ有効な海外規格に適合したものの使用が推奨される。（なお、15歳未満はSnell - F I A C M S 2007およびSnell - F I A C M R 2007規格適合品の使用を強く推奨する。）

（参考）海外規格

スウェーデン規格（S I S 88、24、11（2））

デンマーク規格（D S 2124.1）

フィンランド規格（S F S 3653）

ドイツ規格（O N S / O M K：白地または青地に黒、白地に青または白地に赤のラベルのみ）

S F I 規格（S F I spec31.1およびS F I spec31.2）

イギリス規格（B S 6658—85タイプAおよびすべての修正型を含むタイプA / F R）

フランス規格（N F S 72 305）

E C E 規格（E C E R 22-05またはE C E R 22-06）

上記規格に適合しないものではJ A F公認競技用ヘルメット（J A F国内競技車両規則参照）の使用が推奨されている。

2. レーシングスーツ：

すべてのJ A F公認競技会において、皮製もしくはJ A F公認レーシングカートスーツまたはC I K - F I A公認レーシングカートスーツの着用が義務付けられる。

ただし、C I K - F I A公認レーシングカートスーツまたはJ A F公認レーシングカートスーツともに、公認有効期間が満了した後、さらに2年間J A F公認の国内格式以下の競技会で使用することが認められる。

3. グローブ：

手首まで完全に覆うもので皮製のものの使用が望ましい。

4. シューズ：

足首まで完全に包むもので、ペダル操作に支障をきたさないもの。

第12条 車両検査の義務

競技に参加する者は、競技に使用する車両の検査を受けなければならない、かつその要求に対して拒否することは認められない。検査を受ける場合は、車両とその装備は、清潔な状態でなければならない。この検査によって、エントリーしたクラスに不相当とされた者は、出場できない。

第13条 車両検査後の車両変更

技術委員の承認を受けた後に、車両に変更を加えた場合は、技術委員の再承認を受けなければならない。

第14条 同一車両の使用

ドライバーは、公式練習、タイムトライアル、ヒートおよびレースを通じて、特別規則で規定しない限り同一の車両を使用しなければならない。

第15条 ドライバーの出場資格

ドライバーは、エントリーによる公式の指名を受けた者のみが、公式練習、タイムトライアルおよびレースに出場することが許される。

第16条 妊婦の出場禁止

妊婦の出場は禁止される。

第17条 同乗者の禁止

カートには、いかなる場合も、ドライバー以外の同乗者は禁止される。

第18条 ピット要員の統轄

ピット要員の行為に関する最終的責任は、エントラントに帰属するものとする。

第19条 給 油

レース中の給油は、特別規則に規定されている場合を除き、禁止される。ピット内で給油を行う際は、ドライバーは、エンジンを停止して、シートを離れなければならない。またピット内に燃料を保管する場合は消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んで서는ならない。

第4章 保 険

第20条 保険の加入

競技会に参加する者は、J A F 国内カート競技規則第11章第34条に定める保険に加入しなければならない。